

令和6年度 実務経験申告書

※は記入しないでください。

※学籍番号		※受験番号	
-------	--	-------	--

該当する箇所に○をつけてください。

入学の種類		1年次入学		2年次編入学		3年次編入学
-------	--	-------	--	--------	--	--------

聖徳大学学長 殿 令和 年 月 日

<申告者> 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先（携帯電話等） () _____

※記載内容について、問い合わせ、書類の返却をする場合があります。

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書 **社福様式2** を添えて、申告いたします。

所属していた (している) 施設・事業所・機関の名称	施設(事業)等の種類	職 種 証明書(様式2)で証明する 種類名と整合性がとれていること	期 間	証明権者 (職名・氏名)
			年 月 日 } 年 月 日 (年 カ月)	
			年 月 日 } 年 月 日 (年 カ月)	
合 計 期 間			年 カ月	

出願時に合計期間が1年未満の場合には見込みにチェックを入れてください。

見込み(入学後あらためて<申告書>と<証明書>の提出が必要です。提出されない場合は、申請が無効となります。)

(注) 実務経験の内容は相談援助業務であることが必要です。裏面の「社会福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容」にて、必ずご確認願います。

(注意)

- ①上記の記載内容は、「実務経験証明書」(様式2)の記載内容と一致することが必要です。
- ②現在も勤務中の場合は、期間欄の終了日部分に「現在に至る」と記入してください。
- ③証明権者は、施設・機関の代表者です。代表者の職名・氏名を記入してください。
- ④記入内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、申告者の印を押印してください。修正液等による訂正は認められません。
- ⑤実務経験の内容は、相談援助業務であることが必要です。裏面の注意事項を必ず確認してください。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

裏面の
チェック
シートも
記入して
ください。

記入例

社会福祉士用 社福様式

令和6年度 実務経験申告書

※は記入しないでください。

※学籍番号 ※受験番号

該当する箇所について○をつけてください。

入学の種類 1年次入学 2年次編入学 3年次編入学

聖徳大学学長 殿 令和5年12月1日

<申告書> 住 所 千葉県松戸市若瀬1-1-1

氏 名 聖徳 花子

連絡先(携帯電話等) (090)1234-5678

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりです。所属長等の証明書(社福様式)を添えて、申付いたします。

所属していた(している)施設・事業所・機関の名称	施設(事業)等の種類	職 種	期 間	証明権者(職名・氏名)
社会福祉法人 福祉会 三和の家	就労支援 支援を行う施設	生活支援員	令和5年4月1日 令和5年8月31日 (8年8ヶ月)	施設長 徳沢太郎

合計期間 8年8ヶ月

出願時に合計期間が1年未満の場合には見込みにチェックを入れてください。

見込み(入学後あらかじめ申告書とく証明書)の提出が必要です。提出されない場合は、申請が無効となります。

実務経験の内容は相談援助業務であることが必要です。真実の「社会福祉士の実務経験に必要な相談援助業務の内容」にて、必ずご記載願います。

出願時に合計期間が1年未満の場合には、「見込チェック欄」に記入してください。

訂正する場合は、訂正印を押してください。

記入済みのチェックシートも

必ず捺印してください

証明権者の職名・氏名を手書きで記入してください(押印不可)。

申請チェックシート

実務経験申告書を記入後に下記項目を確認し、確認欄に✓点を記載してください。

項 目	確認欄
日付は記入されていますか。	
氏名欄の捺印はされていますか(シャチハタ、スタンプ印は不可)。	
施設種類は一覧表(3~6頁)の記載に該当していますか。	
職種は一覧表(3~6頁)の記載に該当していますか。	
退職している場合、申告期間は勤務最終日まで記入されていますか。	
現在も勤務している場合は、「現在に至る」と記入されていますか。	
証明権者は<実務経験証明書>の代表者と同じですか(職名・氏名の自筆記入、押印不要)。	
合計期間の記入はされていますか。	
申請時に実務経験が1年未満の場合「 <input type="checkbox"/> 見込み」にチェックされていますか。	
下記の注意事項の内容を確認されていますか。	
訂正箇所には出願者の印が押印されていますか。	
<申告書>と<証明書>の施設種類、職種は同じものが記入されていますか。	

【注意】

社会福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容

社会福祉士の実習免除を申請するには、福祉に関する相談援助業務を下記のとおり実施している必要があります。

- ・当該施設と雇用関係を有し、常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方を含む。)に従事した方

(注意)

- *「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- *「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- *「指導員」「訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- *「児童指導員」のうち、「入居者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- *「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- *「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- *「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)